

# 国民健康保険からのお知らせ

## 被保険者証が新しくなります

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成26年3月31日(月)までです。

新しい被保険者証は、3月下旬に各世帯へ郵送します。お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。内容に誤りがありましたら、被保険者証をご持参のうえ、町民税務課(②窓口)へお申し出ください。

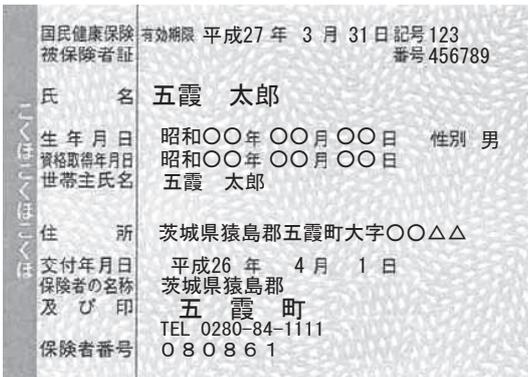
また、有効期限の切れた被保険者証は各自で処分してください。

## 被保険者証について 次のことをご確認ください

○資格がないのに被保険者証が届いた(転出、死亡、社会保険など他の保険に加入している方)

○資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生、社会保険など他の保険に加入していない方)

○記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか



※就職や退職に伴い、会社の社会保険の加入・脱退をした場合は役場に届出が必要です。  
※就学や施設入所などで、他の市町村に転出する場合にも届出が必要です。

## 被保険者証等の再交付

被保険者証、高齢受給者証を紛失・破損された場合は、町民税務課(②窓口)にて再交付の申請ができます。

国民健康保険の届出義務は世帯主にあります。印鑑、身分証明書をご持参ください。世帯主以外の方が申請する場合は、委任状の提出が必要です。

## 70歳から74歳の方は高齢受給者証をご確認ください

平成26年度から医療機関の窓口で負担する一部負担金が変わります。昭和19年4月2日以降生まれの人は、70歳の誕生日の翌日(1日生まれの人はその月)から2割負担となります。

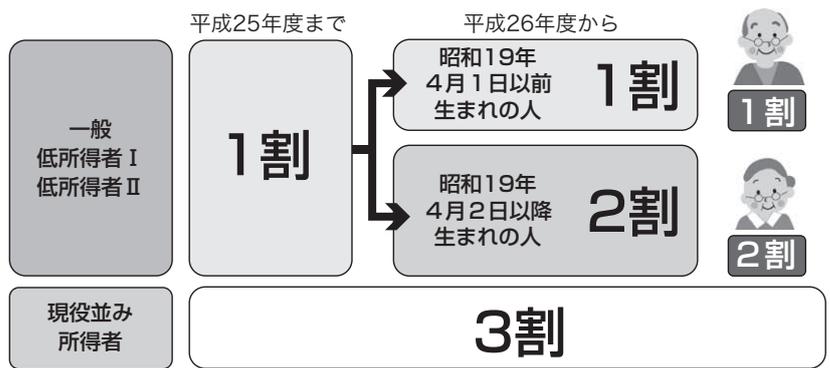
ただし、昭和19年4月1日以前生まれの人は、これまでどおり1割負担に据え置かれます。なお、一定以上の所得がある方は3割負担となります。

現在使用している高齢受給者証は、被保険者証と同様に有効期限が平成26年3月31日(月)までとなっております。

被保険者証とは別の封筒で送付しますので、ご注意ください。毎年7月に負担割合の判定を行いますので、有効期限は平成26年7月31日(木)となります。

## 70歳以上75歳未満の人の自己負担割合

後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された人は除く



## 被保険者証に臓器提供意思表示欄を設けました

新しい被保険者証の裏面に、臓器提供の意思表示をする欄を作成しました。

- ・脳死後及び心臓が停止した死後に臓器を提供してもいいと思われている方
- ・脳死後は臓器提供したくないが、心臓が停止した死後には臓器を提供してもいいと思われている方
- ・臓器を提供したくないと思われている方

このように臓器提供に関する自分の意思を表示することができます。記入は任意ですので、必ず記入しなければならないというものではありません。

また、意思を表示した方で内容を他人に知られたくない方には、『個人情報保護シール』があります。意思表示欄の上に貼ることで、個人情報を守ることができます。

『個人情報保護シール』は町民税務課(②窓口)にありますので、希望される方はお申し出ください。